

店頭外国為替取引説明書（添付附属書類を含む。）新旧対照表	
旧（変更前）	新（変更後）
(表紙) <div style="text-align: right;">当社-Y3-087</div> <p style="text-align: center;">店頭外国為替取引説明書 平成 29 年 2 月 第 87 版</p>	(表紙) <div style="text-align: right;">当社-Y3-088</div> <p style="text-align: center;">店頭外国為替取引説明書 平成 29 年 4 月 第 88 版</p>
店頭外国為替取引説明書 本体	
<p style="text-align: center;">取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p>P8</p> <p>【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）】</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） ※月～金/9:00～17:00 祝日等を除く</p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル</p> <p>【 I 】 FX 取引</p> <p style="text-align: center;">A)取引要綱【FXTF MT4】</p>	<p style="text-align: center;">取 引 説 明 書 店頭外国為替証拠金取引 店頭バイナリーオプション取引</p> <p>P8</p> <p>【特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）】</p> <p>電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル） ※月～金/9:00～17:00 祝日等を除く</p> <p>【 I 】 FX 取引</p> <p style="text-align: center;">A)取引要綱【FXTF MT4】</p>

【FXTF MT4】		レバレッジ（取引証拠金率）
取引口座	個人口座	25倍（4.00%）全通貨ペア共通で一律適用
	法人口座	通貨ペアごとに毎週変動

（新設）

（新設）

【FXTF MT4】		レバレッジ（取引証拠金率）
取引口座	個人口座	25倍（4.00%）全通貨ペア共通で一律適用
	法人口座	通貨ペアごとに毎週変動

※ビッグコースの詳細については、カスタマーサポートにお問い合わせください。

（4）為替相場急変時における取引価格の停止・再開について

為替相場の急変時には、インターバンク市場において取引レートを提示する銀行がなくなり、取引ができない状態となる場合があります。当社がお客様に提示する取引レートは、インターバンク市場に参加している銀行や当社のカバー取引先の取引レートを参照して生成しますので、そのような状態が発生した場合には、お客様への取引レートの配信を停止させていただく場合があります。

当社がお客様への取引レートの配信を停止した場合には、配信が再開されるまでのあいだ、お客様の成行注文、指値注文および逆指値注文、ロスカット取引等のすべてを執行することができなくなります。取引レートの配信停止前にお客様から受注した逆指値注文（ロスカット取引を含む）は、配信を再開した時の取引レートを基準として約定しますので、相場変動が急激となった場合には、お客様が指定していた価格から大幅に乖離した価格で約定することとなり、取引の結果発生する損失額が証拠金額を大幅に上回る場合もありますので、予めご了承ください。

なお、取引価格の配信を停止しているあいだは、成行注文等の注文は受付られません。

当社では、相場急変時において、取引レートを提示できるカバー取引先が1社のみとなり、なおかつ、そのレートが市場実勢を反映した取引レートではないと当社が判断した場合は、お客様への取引価格の配信を停止することとしています。また、配信停止後は、当社のカバー取引先のうち2社以上が取引レートの提示を再開し、なおかつ、それらの提示レートが市場実勢を反映した取引レートであると当社が判断した場合に、お客様への取引レートの配信を再開することとしています。ただし、相場状況等によっては、取引レートを提示するカバー取引先の数によらず、提示レートが市場実勢を反映したレートであるか否かを当社が判断し、お客様への取引価格の配信の停止・再開を行う場合があります。

カバー取引先は、外国為替証拠金取引の取扱業者（以下、「業者」といいます。）によって異なります。取引価格の配信の停止・再開は、カバー取引先のレート提示状況に依存するため、そのタイミン

(新設)

デリバティブ取引約款

第 13 条 (注文の取消・変更等)

(3) 取引システムの欠陥又は故障、通信の異常、その他の技術的要因その他当社にとって不可抗力による要因により、市場価格から著しく乖離し、誤りであることが明らかな異常価格で約定した取引については、当該取引及びそれに付随した全ての取引を無効とし、解除することができるものとする。但し、当社は、当該取引を解除する旨及びその理由をお客様に遅滞なく通知するものとする。

第 20 条 (ロスカット/強制決済)

(新規)

グは業者により異なります。相場急変時においては、カバー取引先の間で取引レートのスプレッドに大きな差異が発生することがありますので、同一時刻の取引であっても、約定レートは業者により大きく異なる場合があります。また、インターバンク市場において不安定なレート提示が続く場合には、一時的にお客様からの注文の受付を制限したり、停止したりする場合がありますので、予めご了承ください。

15. カバー取引

当社では、お客様の外国為替証拠金取引によって発生する各通貨のポジションをリアルタイムでネットティング(売買の差額を算出)し、ネットポジション額が一定額に達した場合は、直ちにカバー取引が行われるようにするシステムを構築しております。また、マニュアルによるカバー取引も行える体制としております。毎営業日のいかなる時点においても、外貨ポジションに係る為替変動リスクを一定額以下に抑えるように管理しています。

なお、当社のカバー取引先は本説明書の「店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について」に記載されている通りです。

デリバティブ取引約款

第 13 条 (注文の取消・変更等)

(3) 取引システムの欠陥又は故障、通信の異常などの技術的要因や相場の急変など当社にとって不可抗力による要因などにより、市場価格から著しく乖離し、誤りであることが明らかな異常価格で約定した取引については、当該取引及びそれに付随した全ての取引を無効、取消、又は訂正することができるものとする。但し、当社は、当該取引を無効、取消、訂正する旨及びその理由をお客様に遅滞なく通知するものとする。

(4) 前項により、取引を訂正する場合、本来あるべき約定価格との差額を調整して行うことができる。

また、取引を取り消す場合には、成立した取引を反対売買し、それにより発生する損益額に該当する額を調整して行うことができる

第 20 条 (ロスカット/強制決済)

(8) お客様について、第 22 条 1 項の各号の事由のいずれかが生じたとき当社が認めた場合には、当

法人取引口座開設の申込み受付基準

(新設)

社は、通知、催告等を要せず、当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行うことができるものとする。

法人取引口座開設の申込み受付基準

(新設)

14.法人としての取引管理態勢が整備されていること。

附則

本利用規約は、平成 29 年 4 月 3 日付で改訂され、有効となる。